

川崎市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 8年 2月19日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 指定介護機関 (訪問介護) の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-50554	R7.12.31	株式会社ナイスケア 東京都目黒区大岡山1-1-8 訪問介護ナイスケアたまがわ 中原区中丸子558 高橋ビル1F	1475200927

令和7年度 指定介護機関 (介護予防訪問介護) の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-50554	R7.12.31	株式会社ナイスケア 東京都目黒区大岡山1-1-8 訪問介護ナイスケアたまがわ 中原区中丸子558 高橋ビル1F	1475200927

令和7年度 指定介護機関 (訪問型サービス(独自/定率)) の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川-50554	R7.12.31	株式会社ナイスケア 東京都目黒区大岡山1-1-8 訪問介護ナイスケアたまがわ 中原区中丸子558 高橋ビル1F	1475200927